

令和2年5月7日

お客様各位

【重要】新型コロナウイルス流行に伴う 緊急事態宣言の延期による当面の弊社対応について

〒336-0021 さいたま市南区別所 7-6-8
ライブタワー武蔵浦和1階
株式会社尾張屋プロパティ
代表取締役 大岩 学

拝啓 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急事態宣言の延期に伴い、当面の間、更なる感染防止対策への実施及び協力をした上で、下記のように対応とさせていただきます。

敬具

記

●弊社基本対応

- 1) 営業時間を短縮し、午前10時から午後4時までとします。
- 2) 1日当たりの出勤する従業員を減らし対応いたします。
- 3) 弊社業務が、「特に強く休止を要請」「基本的に休止を要請」等に該当した場合、もしくはその可能性が高まった場合、弊社は休止とさせていただきます可能性があります。
その際は、以下の内容に関わらず、「新型コロナウイルス流行に伴う緊急事態宣言等による店舗閉鎖時の対応について」をお読みください。
- 4) **弊社の取り組みとして、令和2年6月15日まで上記基本対応を継続させていただきます。**

●新規入居希望の方

新規のお部屋の申し込みについては、以下の点を予めご了承の上、お申込みください。

- 1) 新規の申し込みについては、受付は行います。
- 2) お部屋の修繕やクリーニングが未完了の場合、現時点では完了がお約束できません。未完了状態で契約締結やお引き渡しになる可能性がある事。

●入居者さま

(お部屋のトラブル)

- 1) お部屋のトラブル等については、各協力業者の動向が現時点では不明です。
万一の際は、緊急性の高い案件からの対応となります。

- 2) 緊急性の低いトラブルにつきましては、ご不便をおかけいたしますが、順次対応できるまでお待ちいただきます。

(お家賃等のお支払い)

- 1) 新型コロナウイルス流行に伴う収入減、解雇等により、お家賃の支払いに不安がある方は、市区町村の「住居確保給付金」などの制度利用をご検討ください。
- 2) お家賃等が未納又は一部のみの支払いとなる可能性の高い方は、弊社まで事前にご連絡をお願いします。

●更新・解約の方

- 1) 更新業務につきましては、上記の通り時短勤務としております。順次対応いたしますので、少々お時間をいただきます。
- 2) 新規の解約申し出は、受付は行います。
- 3) 解約申し出を行ったが、現在の状況により解約の中止、延期等の必要性が判明した場合、早めにご連絡をお願いいたします。

●その他

建材及び設備については、一部商品につきましてはメーカー等にも在庫がなく、納品予定が未定となっております。順次対応できるまでお待ちいただきます。

●オーナー様

万一の際は、お預かりしているお部屋への対応は、上記のとおりとさせていただきます。ご理解の程、お願いいたします。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上

(お問い合わせ)

株式会社尾張屋プロパティ

TEL:048-872-0390 FAX:048-872-0393

営業時間/AM9時～PM6時 定休日/毎週水曜日、火曜不定休

メール: info_r02@e-owariya.com